

一 般 質 問 通 告 書

宇美町議会会議規則第61条第2項の規定により通告します。

令和6年8月30日

宇美町議会議長 殿

宇美町議会議員 黒川 悟

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	質問の相手
難聴者が意思疎通をしやすいするための支援を	社会の高齢化に伴い、難聴者も年々増加している。高齢者が難聴になると、人や社会とのコミュニケーションを避けがちになり、孤立する可能性が高くなると言われており、認知症発症のリスクも高まると言われている。この対策としては、聴覚補助器の活用が有効であり、積極的な支援が重要だ。 1. 本町の難聴者に対する窓口対応は 2. 本町では難聴者や難聴の高齢者に対し、どのような支援をしているのか 3. 難聴者が、安心して相談できる環境づくりのため、近年、自治体の窓口で「軟骨伝導イヤホン」が導入されているが、本町でも導入する考えは 4. 「重度難聴者」が聞こえるという機能を維持するためには、経済的・精神的な負担が一生続くことになるが、本町では「重度難聴者」に対する補助や支援を行っているか。また、高額負担の軽減のため費用の助成をすべきと考えるが見解を	町 長